

「北九州市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の 取扱いについて

(平成 17 年 10 月 20 日契約室長決裁)

(令和 3 年 12 月 10 日技術監理局契約部長決裁)

(令和 6 年 2 月 1 日技術監理局契約部長決裁)

北九州市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年北九州市条例第 49 号。以下「条例」という。）及びその運用基準（平成 17 年 10 月 20 日制定。以下「運用基準」という。）の解釈及び契約事務手続きについては以下のとおりとする。

第 1 条例制定の経緯

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、従来の電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約に加えて、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものについては、長期継続契約を締結することができるようになった。（地方自治法施行令第 167 条の 17）

本市においても、一般商慣習に対応した契約及び適正な事務の執行を実現するため、条例を制定したものである。

「長期継続契約」・・・予算の単年度主義の例外として、債務負担行為を設定することなく翌年度以降にわたり契約することができる契約。

地方公共団体が行政運営を行っていくうえで一日も欠かさことなく履行の提供を受け続ける必要がある性質の契約について認められている。

<参 考>

地方自治法（抜粋）

第 234 条の 3 （長期継続契約）

普通地方公共団体は、第 214 条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令（抜粋）

第 167 条の 17 （長期継続契約を締結することができる契約）

地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものうち、条例で定めるものとする。

第2 対象範囲について

1 条例第1項第1号について

条例第1項第1号

電子計算機の借入れに関する契約、複写機の借入れに関する契約その他の商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的な物品の借入れに関する契約

◆対象となる契約

電子計算機や複写機の賃貸借契約など、行政運営を行っていくうえで欠かすことができない物品で商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的な賃貸借契約が対象となる。

また、メンテナンスリース契約など機器等の保守業務を含む賃貸借契約も本条例の対象となる。

<想定される契約>

- ① 電子計算機の賃貸借契約
- ② 複写機の賃貸借契約
- ③ 医療機器の賃貸借契約
- ④ 計測機器の賃貸借契約
- ⑤ 理化学機器の賃貸借契約
- ⑥ 車両の賃貸借契約
- ⑦ その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的な物品の借入れに関する契約

2 条例第1項第2号について

条例第1項第2号

警備業務の委託に関する契約、清掃業務の委託に関する契約その他の毎年度当初から経常的に役務の提供を受ける必要がある契約

◆対象となる契約

行政運営を行っていくうえで、一日も切らすことなく役務の提供を受け続ける必要がある業務や、常に契約の相手方を特定しておく必要がある契約をいう。

具体的には、毎年4月1日から履行の提供を受ける必要がある契約又は設備、機器等を一定の状態に管理しておかなければならないため、毎年4月1日に契約の相手方を特定しておく必要のある契約をいう。

<想定される契約>

- ① 機械警備業務委託契約
- ② 清掃業務委託契約
- ③ 機械設備（エレベーター、空調機器等）の保守・管理業務委託契約
- ④ 人的警備業務委託契約（巡視、保安等）
- ⑤ 総合庁舎管理業務委託
- ⑥ ソフトウェアの使用許諾契約（ライセンス契約）
- ⑦ その他毎年度当初から経常的に役務の提供を受ける必要がある契約

◆対象とならない契約

単発的、臨時的に発注する業務は条例の対象とはならない。

また毎月・毎年定例的に発注する業務であっても4月1日に現に履行の必要が無いものは、対象とはならない。

3 留意事項

(1) 新規事業や政策的な事業についての取扱い

本条例は、従来から地方自治法第234条の3において列挙されている電気、ガス、水の供給契約及び不動産の賃貸借契約と同じように、日常的・継続的・反復的に履行がなされる必要があり、行政運営を行っていく上で一日も欠かすことができない契約を定めたものである。したがって従来、新規事業や政策的な事業など債務負担行為を設定していた案件は、原則として本条例の対象とはならない。

(2) 翌年度以降の予算措置について

長期継続契約は、債務負担行為を設定することなく複数年度にわたって締結する契約であり、翌年度以降の歳出予算を拘束する債務負担行為を設定している契約と違い、当該契約に基づく債務については、翌年度以降の歳出予算が保証されない。

地方自治法第234条の3において「各年度におけるこれらの予算の範囲内においてその給付を受けなければならない」規定されているため、予算が変更・削除された場合は契約変更・解除を行うこととなる。

このことから、長期継続契約の締結にあたっては慎重に対応するよう留意する必要がある。

第3 契約期間について

1 契約期間の上限について

条例第2項

長期継続契約の契約期間は、5年を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

◆趣 旨

地方自治法施行令一部改正に係る総務省行政局長通知では、「契約の締結に当たっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要がある。」と明記されていることから、条例において契約期間は5年を超えることができないことを定めている。

運用基準 1(1)

条例で定める契約について、契約期間は次のとおりとする。

条例で定める契約		契約期間
条例第1項第1号		5年以内
条例第1項第2号	機械警備業務委託契約	5年以内
	機械警備業務委託契約以外の契約	1年以内

◆役務の提供を受ける契約の契約期間

条例第1項第2号で定める契約（機械警備業務委託契約を除く。）は、地元企業の受注機会を確保する必要性や毎年委託業務の内容を精査する必要性の比重がより高いことから1年としている。

「1年以内」とは、毎年長期継続契約を繰り返してきた業務について、施設の閉鎖・事業の中止等により会計年度途中で契約期間が終了する場合を想定している。

運用基準 1（2）

条例第2項ただし書の「市長が特に必要があると認める場合」とは、車両の賃貸借契約をいう。

◆ただし書について

運用基準において該当する契約として車両の賃貸借契約を指定しており、指定されていない契約については、5年を超えることができない。商慣習上5年を超える契約を行うことが一般的な契約を締結する場合も同様である。

2 複数年契約についての留意事項

本条例の対象となる契約は、「長期継続契約として取扱いをすることができる契約」を定めたものであるため、長期継続契約を適用して複数年契約を締結するかどうかの判断は、契約所管課において行うものである。仕様内容を変更することが想定されるのではないかと、1年ごとに入札をしたほうが本市にとって有利ではないか等を検討し、契約内容に応じて判断することが必要である。

また、複数年契約をする場合には、技術革新の状況、事業継続の目的、減価償却期間及び経済変動などを勘案して適切に契約期間を設定することが必要である。

第4 契約事務手続きについて

1 契約方法の決定

少額随意契約、指名競争入札、一般競争入札のいずれで行うかの判断は、契約期間全体の金額（予定価格）により決定する。

2 決裁区分

「北九州市副市長以下専決規程」等に基づき、契約期間全体の金額（予定価格）により決定する。

3 予定価格の設定

- (1) 総価で契約するものについては、契約期間全体の金額で設定する。
- (2) 単価で契約するものについては、契約期間全体の予定数量を勘案して設定する。

4 契約書等

運用基準 2 契約書等の作成

条例の対象となる契約のうち契約期間が1年を超えるものについては、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第24条第1項第1号の規定にかかわらず、契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成しなければならない。

◆契約書等の作成について

北九州市契約規則第24条第1項第1号において、契約金額100万円以下の契約は契約書又は契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を省略できることとなっているが、条例の対象となる契約で契約期間が1年を超えるものは、契約金額が100万円以下であっても契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成しなければならないものとする。

条例の対象となる契約は、予算の減額・削除があった場合、契約変更・解除を行うこととなるため、その旨を契約書又は契約内容を記録した電磁的記録において合意しておくことが必要である。

◆契約書等の記載事項

契約書又は契約内容を記録した電磁的記録において、市の予算の減額・削除等により契約の変更又は解除をすることができる旨を記載しなければならない。

この場合、「第〇条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。」と記載する。

◆入札参加者への周知

本条例の対象となる契約は、予算が保証されていない状態で契約するものであるため、入札参加者に対してその旨説明しておかなければならない。

前記契約書又は契約内容を記録した電磁的記録に記載する内容は、入札説明書等に明記するなどして、入札執行又は見積書を徴する前に説明する。

5 その他

(1) 翌年度以降の契約事務について

複数年契約を行う場合、翌年度以降は新年度に向けて行う契約事務は発生しないので、予算の成立をもって毎年度支出負担行為事務のみ行うこととなる。

(2) 長期継続契約の明記

契約事務を行うにあたって、起案用紙及び支出負担行為何書の摘要欄には、それぞれ「長期継続契約」である旨記載する。